

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 第1 町の各課等における平素の業務 (法41関係)

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【町の各課等における平素の業務】

課 等 名	平 素 の 業 務
総 務 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民保護協議会の運営に関すること。</li><li>・ 町国民保護対策本部に関すること。</li><li>・ 避難実施要領の策定に関すること。</li><li>・ 避難施設の指定に関すること。</li><li>・ 住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること。</li><li>・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。</li><li>・ 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。</li><li>・ 特殊標章等の交付等に関すること。</li><li>・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 等</li></ul>
住 民 税 務 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。</li><li>・ 廃棄物処理に関すること。 等</li></ul>
健 康 増 進 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 等</li></ul>
長 寿 福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者、障害者その他、特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 等</li></ul>
教 育 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公立学校における避難誘導の体制の整備に関すること。</li><li>・ 所管施設の安全確保に関すること。 等</li></ul>
建 設 課 その他の課等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 復旧に関すること。</li><li>・ 所管施設の安全確保に関すること。 等</li></ul>

## 第2 町職員の参集基準等

### 1 職員の迅速な確保

町は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### 2 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員等による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。

### 3 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集基準
① 情報収集体制	総務課・地域総務課職員が参集する。
② 町危機対策本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて、職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じて、その都度判断する。
③ 町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集する。

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

※ ①の体制を整えるかどうかの判断は、副町長が行うものとし、②の体制を整えるかどうかの判断は、町長が行うものとする。

#### 4 職員への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

#### 5 職員の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

##### 【町対策本部長の代替職員】

町長（町対策本部長）	
優先順位	代替職員
第1優先順位	副町長
第2優先順位	総務課長
第3優先順位	地域総務課長

#### 6 参集した職員の所掌事務

町は、3①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき主な所掌事務を定める。

##### 【参集した職員の所掌事務】

体制	参集基準
① 情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県及び関係機関からの情報収集</li><li>・ 県及び関係機関への情報提供・連絡</li><li>・ 通信の確保</li></ul>
② 町危機対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌事務による。</li></ul>
③ 町国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務による。</li></ul>

#### 7 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保
- ⑤ 通信の確保

### 第3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(法6関係)

#### 1 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法159①)	特定物資の収用に関する事。 (法81②)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法81③)
	土地等の使用に関する事。 (法82)
	応急公用負担に関する事。 (法113③)
	車両等の破損措置に関する事。 (法155②において準用する災対法76条の3②後段)
実費弁償 (法159②)	医療の実施の要請等に関する事。 (法85①・②)
損害補償 (法160)	国民への協力要請によるもの。 (法70①・③、80①、115①、123①)
	医療の実施の要請等によるもの。 (法85①・②)
不服申立てに関する事。 (法6、175)	
訴訟に関する事。 (法6、175)	

#### 2 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を町文書処理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## **第4 消防機関の体制**

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について、迅速な対応ができるよう体制の整備に努めるものとする。

### **1 初動時の消防機関との連携体制**

町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

### **2 消防団の充実・活性化の推進等**

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に消防団員の参集基準を定める。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するにあたり、国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 第1 基本的考え方

#### 1 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### 2 関係機関の計画との整合性の確保（法34③、④関係）

町は、国、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### 3 関係機関相互の意思疎通

町は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により関係機関の積極的な参加が得られるよう努める。

### 第2 県との連携（法3④、16④関係）

#### 1 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部課室名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### 2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### 3 町国民保護計画の県への協議（法35⑤関係）

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### 4 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### **第3 近接市町との連携**

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

### **第4 指定公共機関等との連携**

(法3④関係)

#### **1 指定公共機関等の連絡先の把握**

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### **2 医療機関との連携**

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関及び始良郡医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### **3 関係機関との協定の締結等** (法147関係)

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### **第5 ボランティア団体等に対する支援**

(法4③関係)

#### **1 自主防災組織等に対する支援**

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

#### **2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援**

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部、町社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3節 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### 1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された鹿児島地区非常通信連絡会との連携を図る。

##### ※ 非常通信連絡会

電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線及び有線通信の円滑な運用を目的とした団体で、九州地方非常通信協議会と連携し、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

#### 2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	<ul style="list-style-type: none"><li>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び防災行政無線等を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li></ul>



運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、訓練を行うものとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し、特に配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### 3 町における通信の確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備に努める。

この際、整備にあたってはデジタル化を推進し、通信の確保に努めるものとする。

#### ※ 同報系

市町村役場と各集落設置の屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システムをいう。

## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1 基本的考え方

#### 1 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### 2 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### 3 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 第2 警報等の伝達に必要な準備

#### 1 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や町社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

#### 2 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

#### 3 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察等との協力体制を構築する。

#### 4 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### 5 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を考慮して定める。

#### 6 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 第3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### 1 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令23、24）

##### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 現在の居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 安否情報の回答等についての希望等
  - ア 親族・同居者への回答の希望
  - イ 知人への回答の希望
  - ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

##### 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

- ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑫ 遺体が安置されている場所

## 2 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## 3 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

# 第4 被災情報の収集、整理・報告等に必要な準備

## 1 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ、情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第〇報）

令和 年 月 日 時 分  
湧 水 町

### 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 湧水町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

### 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

### 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

## 2 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

### 第5節 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 第1 研修

##### 1 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用する。

##### 2 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し多様な方法により、研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等を活用するなど、職員等に対する研修の機会を確保する。

##### 3 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

#### 第2 訓練 (法42関係)

##### 1 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、伊佐湧水消防組合、県警察、自衛隊等との連携により、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## 2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練
- ② 町対策本部設置運営訓練
- ③ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ④ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 救援訓練

## 3 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で、相互に応用が可能な項目（收容施設の運営、避難住民等への炊き出し等）については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう努める。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、地区、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう努める。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。  
なお、訓練の実施に関し要請があったときは、職員の派遣など必要な支援・協力を行う。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。  
この際、必要に応じて、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

町は、県を通じて、国の対策本部長からの避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、住民に対して避難の指示の伝達を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1 避難に関する基本的事項

#### 1 基礎的資料の整理 (法52、54関係)

町は、県と連携し、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を整理する。

#### 【整理しておく事項】

- ① 人口及びその分布
- ② 要配慮者の人数
- ③ 輸送施設の位置、能力
- ④ 町の所有する車両（福祉用車両）
- ⑤ 避難誘導を行うにあたり特に配慮すべき施設
- ⑥ 輸送施設周辺の一時的に利用可能な収容施設、収容能力
- ⑦ 想定される避難先までの経路、距離、及び所要時間
- ⑧ 想定される避難先地域の収容施設、収容能力
- ⑨ 避難に影響を及ぼす各地域の気象特性
- ⑩ 関係機関、自主防災組織等の連絡先

#### 2 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見の交換を行う。

また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### 3 高齢者等（避難行動要支援者）への配慮

町は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### 4 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### 5 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位で、集団で避難することを踏まえて、平素から避難の在り方について、意見の交換や避難訓練等を通じて、相互に対応を確認しておく。

## 第2 救援に関する基本的事項

### 1 県との調整（法76関係）

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### 2 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 第3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

（法79関係）

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### 1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報	輸送施設に関する情報
① 保有車輛等 鉄道、 定期・路線バス等の数、定員	① 道路 路線名、起点・終点、車線数、 道路管理者の連絡先
② 本社及び支社の所在地、連絡先、 連絡方法 等	② 鉄道 路線名、終始点駅名、路線図、 鉄道管理者の連絡先 等

### 2 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 第4 交通の確保に関する体制等の整備

（法155関係）

町は、県及び県警察と連携して、武力攻撃事態等において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る制度に基づき、緊急時に備え事前届出・確認制度の活用に努める。



## 第5 避難施設の指定

(法148関係)

### 1 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。その際には、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないようにするとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 2 避難施設の指定についての留意事項 (令35関係)

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- ③ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- ④ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有すること。
- ⑤ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にあること。

### 3 避難施設の指定手続 (法148②関係)

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対して文書等により通知する。

### 4 避難施設の廃止、用途変更等 (法149、令36関係)

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

## 第6 町における避難及び救援に関する平素からの備え

### 1 避難実施要領のパターンの作成 (法6 1 関係)

町は、県等と連携して、消防庁が作成するマニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者の避難方法等について、配慮するものとする。

避難実施要領のパターンには、次の事項を含ませるものとする。

- ① 避難実施要領共通モデル
- ② 弾道ミサイル攻撃
- ③ 航空攻撃
- ④ 大規模イベント会場等への攻撃
- ⑤ ゲリラ・特殊部隊の攻撃
- ⑥ 着上陸侵攻
- ⑦ 共通的留意事項

別冊：「湧水町避難実施要領モデル」参照

### 2 輸送体制の整備等 (法7 1 関係)

町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うこととされている。そのため、自ら住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県、指定地方公共機関と連携して町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

### 3 町長が実施する救援 (法7 6 関係)

町は、県との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

### 第3章 生活関連等施設の把握等

#### 第1節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒劇物や火薬類などの危険物質を取扱う施設等について、安全の確保に特別な配慮を行う必要がある。このため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

#### 第1 生活関連等施設の把握 (法102関係)

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

##### 【県を通じて把握する項目】

#### 1 国民生活に関連を有する施設

- ① 施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先
- ② 施設の規模、構造、設備

#### 2 危険物質等の取扱施設

- ① 施設の名称、所在地、管理者名、連絡先
- ② 危険物質等の種類、数量

#### 第2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等 (法102関係)

##### 1 管理者に対する安全確保の留意点の通知

町長は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点(以下「安全確保の留意点」という。)を通知する。

また、県警察等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、町は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

##### 2 管理者に対する要請

町は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

【施設の種類、窓口等】

令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当窓口 (部局)
27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	地域政策課 危機管理課
	2号	ガス工作物	経済産業省	消防保安課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	管財課
	6号	放送用無線設備	総務省	広報課 道路維持課
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾空港課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	港湾空港課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農地整備課
28条	1号	危険物	総務省 消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	消防保安課
	4号	高压ガス	経済産業省	—
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理課
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	危機管理課
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	—
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	消防保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	畜産課 危機管理課
	11号	毒性物質	経済産業省	—

## 第2節 町が管理する公共施設等における警戒

町が管理する公共施設等については、武力攻撃事態等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である町県として、以下のとおり、予防対策について定める。

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて以下の警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

- ① 来場者確認の徹底等の不審者対策
- ② 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ③ 職員及び警備員による見回り・点検
- ④ ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 第1 基本的考え方

#### 1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し又は調達体制を整備する。

#### 2 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国や県全体としての対応を踏まえながら、県との密接な連携のもとで対応する。

#### 3 流通備蓄による対応

国民保護措置のために必要となる物資及び資材において、現物備蓄による品目、数量の確保が困難なものに関しては、生産・流通事業者からの流通備蓄により対応する。

##### ※ 流通備蓄

災害発生時に必要な食料、生活必需品等物資の現物備蓄を補完するため、あらかじめ関係事業者と締結した「応急生活物資の供給協力に関する協定」に基づき、食料、生活必需品を調達する方法のこと。

## 第2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### 1 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検する。

### 2 ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### 3 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第3 町における物資及び資材の備蓄、整備

### 1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し又は調達体制を整備する。

### 2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされる。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 等

### 3 県等との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識や危険を回避し自らの身を守る能力を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

### 第1 国民保護措置に関する啓発 (法43関係)

#### 1 住民への啓発

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性や武力攻撃事態における対処の基礎知識等について、継続的に啓発を行うとともに住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### 2 消防団、自主防災組織の活性化

町は、県等と連携し、住民の消防団への入団や自主防災組織の結成など、消防団及び自主防災組織の活性化のために必要な啓発活動を行うとともに、資機材の整備やリーダー育成などその充実に必要な支援を行う。

#### 3 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

#### 1 住民に期待される協力 (法4関係)

町は、武力攻撃災害時において住民が自発的に行う協力事項について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助 (法70①、法80①)
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助 (法115①)
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助 (法123①)
- ④ 避難に関する訓練への参加 (法42③)

## **2 住民がとるべき対処等の啓発**

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料や町国民保護計画に基づき、住民に対し周知するよう努める。

## **3 備蓄に関する啓発**

町は、住民に対し、防災における備蓄品とも関連し、食料品、飲料水及び生活必需品について、3日間を目安として、各家庭に備えるように啓発を図る。

## **4 運転者のとるべき措置の周知徹底**

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。